

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月11日提出

岩倉市長 久保田桂朗

専決第1号

事故による和解について

令和3年1月22日に発生した事故について、次のとおり和解額を決定し、これに伴う和解をした。

令和3年4月15日専決

岩倉市長 久保田桂朗

事 故			相手方住所 氏名	和解額
市所属氏名	場 所	概 要		
税務課（当時） 統括主査 小野 誠	愛知県一宮市三ツ井8丁目地内	南進中の公用車と北進から左折する相手方車両（高所作業車を積載したトレーラーで荷台から積載物のアームとかご部分が後方にはみ出したもの）とすれ違いの際に、相手方車両の積載物のかご部分と公用車右側面が接触し、公用車の右側面全体が損傷したものの。	岐阜県岐阜市上土居4丁目6番14号 有限会社高井重機 代表取締役 高井 直孝	694,300円